

## 西村あさひ法律事務所

米国個人情報保護法最新動向  
ADPPA Bill の概要(2) センシティブデータ

北米/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2022年9月7日号

執筆者:

[E-mail](#) [石川 智也](#)[E-mail](#) [河合 優子](#)[E-mail](#) [大竹 祥太](#)

本連載は、米国版 GDPR と呼ばれることのある、米国の連邦レベルでの個人情報保護法である American Data Privacy and Protection Act (ADPPA) の案について、個別の規定を紹介することを目的とする。第 2 回では、センシティブデータ(sensitive covered data)の定義等について紹介する。

なお、ADPPA の案の全体像や今後の見込みについては、[本ニュースレター2022年6月6日号](#)や[同7月22日号](#)をご参照いただきたい。また、本連載では、2022年7月20日に下院に提出された条文を参照しているが、条文は今後も変更の可能性があるので、参照に当たっては、随時最新の内容であるか慎重に確認されたい。

## I ADPPA の適用範囲

### 2. センシティブデータ(Sensitive covered data)

#### (1) 定義

ADPPA 上、一定の種類の対象データはセンシティブデータ(sensitive covered data)に該当し、通常の対象データよりも厳しい規制に服することになる。センシティブデータに該当する対象データの内容は、概ね以下のとおりである(2条(28)(A))。

- ① 社会保障番号、パスポート番号、運転免許番号等の法律上公開されない政府発行の識別情報
- ② 個人の過去、現在又は将来の身体的健康、精神的健康、障害、診断又は健康管理の状態若しくは治療を明らかにする情報
- ③ 金融口座番号、デビットカード番号、クレジットカード番号又は個人の収入水準若しくは銀行口座残高を明らかにする情報(但し、デビットカード番号又はクレジットカード番号の下 4 桁は除く)
- ④ バイオメトリック情報<sup>1</sup>
- ⑤ 遺伝情報<sup>2</sup>

<sup>1</sup> バイオメトリック情報(biometric information)とは、個人特有の生物学的、身体的又は生理学的特徴の技術的処理から生成された、個人と関連づけられ、又は合理的に関連づけられる可能性のある対象データを意味し、指紋、声紋、虹彩若しくは網膜のスキヤン、顔若しくは手の位置、形状若しくはテンプレート、又は歩容若しくは個人を特定できる身体的動作を含むとされる。他方で、デジタル写真若しくは物理的な写真、音声若しくは映像の記録、又はこれらから生成されたデータであって個人を特定するために使用できないものは除かれる(2条(3))。

<sup>2</sup> 遺伝情報(genetic information)とは、形式を問わず、個人の遺伝的特徴に関係する全ての対象データを意味し、個人の抽出されたデオキシリボ核酸(DNA)の全体若しくは一部の配列決定から得られた生の配列データ、又はその生の配列データを解析して得られた遺伝型及び表現型情報を含むとされる(2条(18))。

- ⑥ 正確な地理的位置情報<sup>3</sup>
- ⑦ ボイスメール、電子メール、テキスト、ダイレクトメッセージ若しくは郵便等の個人の私的な通信、又は、通信の当事者を特定する情報、音声通信、映像通信及び当該通信の伝達に関するあらゆる情報(通話者の電話番号、通話時刻、通話時間及び通話者の位置情報を含む)(但し、対象事業体又は対象事業体のために活動するサービスプロバイダが当該通信の送信者又は意図された受信者である場合、及び、当該通信が、雇用主から従業員に提供された端末から送信され、又は当該端末に送信される場合であって、当該雇用主が当該情報にアクセスする可能性があることを明確に通知している場合を除く)
- ⑧ アカウント若しくは端末のログイン認証情報又はセキュリティコード若しくはアクセスコード
- ⑨ 個人の合理的な期待に反する方法で個人の性的行動を特定する情報
- ⑩ 個人の私的な使用のために維持されている予定表情報、アドレス帳情報、電話若しくはテキストログ、写真、録音又はビデオ(かかる情報が個人の端末に保存されているか、それとも、当該端末からアクセスでき、別の場所にバックアップされているかを問わない。但し、当該情報が、雇用主から従業員に提供された端末から送信され、又は当該端末に送信される場合であって、当該雇用主が当該情報にアクセスする可能性があることを明確に通知している場合を除く)
- ⑪ 個人の裸又は下着姿の私的な領域を映す写真、フィルム、ビデオ録画又はその他の類似の媒体
- ⑫ 102条(4)に記載されたサービス<sup>4</sup>の提供者ではない対象事業体により収集された、個人が要求又は選択したビデオコンテンツを明らかにする情報(但し、独立したビデオ測定のための移転の目的でのみ使用される対象データを除く)
- ⑬ 対象事業体又はサービスプロバイダが 17 歳未満の個人であることを「認識」<sup>5</sup>している個人に関する情報
- ⑭ 個人の人種、肌の色、民族、宗教又は組合への加入状況
- ⑮ 個人のオンライン活動を長期間に亘り、かつ、第三者のウェブサイト又はオンラインサービスにまたがって特定する情報
- ⑯ 上記①～⑮の対象データを識別する目的で収集、処理又は移転されるその他の対象データ

特に、①政府発行の識別情報、③金融関連の情報、⑥正確な地理的位置情報、⑦個人の私的な通信等、⑧ログイン認証情報等、⑩個人の予定表等、⑪個人の特定の写真等、⑫個人が要求したビデオコンテンツを明らかにする情報、⑬17 歳未満の個人に関する情報、⑮個人の長期間のオンライン活動を特定する情報は、日本の個人情報保護法の下での「要配慮個人情報」や EU の GDPR の下での「特別な種類のデータ」としてカバーされていない情報であり、センシティブデータの範囲は非常に広い。

上記に加えて、連邦取引委員会(FTC)は、対象データの収集、処理又は移転の新しい手法により、上記①乃至⑯に列挙された種類の対象データと同程度の水準の保護が必要となり得る他の種類の対象データをセンシティブデータの定義に含めるために、規則を制定することができる(2条(28)(B))。

## (2) センシティブデータに該当する場合の規律

対象データがセンシティブデータに該当する場合、対象事業体又はサービスプロバイダは、本人が要求した具体的な製品・サービスを提供若しくは維持するために処理が厳格に必要とされる場合、又は 101 条(b)(1)乃至(12)及び(14)(15)に規定された一定の目的のために処理が厳格に必要とされる場合を除き、センシティブデータを収集又は処理することができない(102 条(2))。ま

<sup>3</sup> 正確な地理的位置情報(precise geolocation information)とは、個人又は端末(1 人以上の個人を識別し、それらの個人と関連づけられ、若しくは合理的に関連づけられる可能性のある端末をいう)の過去又は現在の物理的位置を明らかにする端末又は技術から得られる情報であって、個人若しくは端末の街路レベルの位置情報又は 1,850 フィート(約 560 メートル)以下の範囲内の個人若しくは端末の位置を識別するのに十分な精度を有するものを意味する。但し、合法的に入手した画像の視覚的内容(当該画像を撮影した装置の位置を含む)のみから識別可能な又は派生する地理的情報は除かれる(2 条(24))

<sup>4</sup> 1934 年通信法(47 U.S.C. 613(h)(2))に規定される放送テレビサービス、ケーブルサービス、衛星サービス、ストリーミングメディアサービス又はその他のビデオ番組サービスをいう。


<sup>5</sup> 認識(knowledge)については、対象事業体の種類や規模に応じて、①影響力の大きいソーシャルメディア企業(covered high-impact social media company)の場合には、知っていたか、知るべきであったこと、②①に該当しない大規模データ保有者の場合には、知っていたか、個人が 17 歳未満であることを故意に無視して行動したこと、③①又は②以外の者の場合には、実際に知っていたこと、という異なる定義が設けられている(2 条(20))。

た、個人の積極的かつ明示的な同意(affirmative express consent)<sup>6</sup>がある場合その他の例外事由がある場合を除き、センシティブデータを第三者に移転することができない(102条(3))。したがって、企業としては、社内に保有するセンシティブデータを洗い出すとともに、その収集、処理及び移転の根拠を確認するという、GDPR 同様のデータマッピング・根拠の確認といった作業が必要になると思われる。

その他のセンシティブデータに関する規定としては、まず、センシティブデータを明らかにする情報は、対象データから除外されることとなる「推論」(inferences)や「公に利用可能な情報」(publicly available information)に該当しないとされている(2条(8)(B)(iv)、2条(27)(B)(ii)(II))。また、大規模データ保有者(large data holder)の該当性の判断において、センシティブデータを保有している場合の方が大規模データ保有者に該当しやすくなることに加え(2条(21)(A)(ii)(II))、大規模データ保有者によるデータ慣行に関する略式通知(short-form notice)において、センシティブデータに関わるデータ慣行への合理的な注意喚起を行うための開示を含める必要があるとされている(202条(f)(1)(C))。さらに、対象事業者は、個人の権利行使が他の個人のセンシティブデータへのアクセス又は修正を必要とすると判断した場合には、当該権利の全部又は一部の行使を認めないことが可能である(203条(e)(1)(C))。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>6</sup> 積極的かつ明示的な同意とは、一定の要件を満たす対象事業者からの具体的な要請に応じ、説明を受けた上での、個人が自由に与えた、特定され、かつ不明瞭ではない、ある行為又は慣行に関する承認を明確に伝える、個人による積極的な行為を意味する(2条(1))。